



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小西 幸治
(コード番号 9628 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員財務・IR担当 鈴江 敏一
(TEL 06-6226-0038)

内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (会社法 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

当社グループ全体の取組みとして、当社およびグループ各社の業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文章化する。また、業務上のリスクの現状把握に努め、対応方法の不備については是正を行い、各関係部門で必要に応じ研修、マニュアルの作成頒布等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、取締役の職務執行の効率性を確保する。

取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。

重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。

取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社およびグループ各社の取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の内部監査部署は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を の担当部署および の責任者に報告し、 の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号)

現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の同意を得た上で、取締役が決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

取締役または使用人は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとする。なお、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

経営会議で決議された事項

当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項

毎月の経営状況として重要な事項

内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

重大な法令・定款違反

ヘルプラインの通報状況および内容

その他コンプライアンス上重要な事項

監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

以 上